

○財務省告示第八十号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十七年二月二十六日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十七年三月十日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（四十年）（第七
回）
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項並びに特
別会計に関する法律（平成十九
年法律第二十三号）第四十六条
第一項及び第四十七条第一項

三 振替法の適用等
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法
利回りを競争に付して行われる
入札（以下「利回り競争入札」と
いう。）による発行（以下「利
回り競争入札発行」という。）及
び利回り競争入札の募入の決定
をした後に行われる入札であつ
て、財務大臣が各国債市場特別
参加者ごとに応募限度額を定め
るものによる発行（以下「国債
市場特別参加者・第Ⅱ非価格競
争入札発行」という。）

五 募入決定の
方法

七				六																								
イ		ロ		イ		ロ		イ																				
行	争	利	込	行	争	非	者	特	国	行	争	利																
入	回	込	金	入	回	札	格	・	別	債	入	回																
札	り	金	額	札	り	札	格	第	参	市	札	り																
発	競	額		発	競	発	競	Ⅱ	加	場	発	競																
四	千	百	六	で	た	条	特	八	て	基	同	で	利	第	別	十	つ	定	う	額	込	募	各	り	い	各		
千	百	六	十	五	利	第	一	千	は	づ	法	千	付	一	会	八	い	に	ち	面	み	限	国	当	も	申		
九	億	九	千	百	八	十	九	億	、	き	第	四	億	の	規	千	は	づ	、	財	の	の	債	る	。	か	の	
八	百	十	万	億	十	九	億	円	、	き	十	七	億	に	定	六	、	き	政	法	の	の	市	場	特	そ	う	
万	円			円	、	き	第	十	付	国	第	一	百	は	づ	五	、	き	法	第	三	の	特	別	の	ち	の	
					額	き	四	十	九	項	十	億	二	、	き	十	、	き	第	四	千	第	内	参	加	者	ご	と
					面	第	十	五	億	の	規	定	円	、	き	十	、	き	十	万	千	第	に	お	い	て	各	の
					金	行	十	七	億	に	十	五	億	、	き	十	、	き	十	万	千	第	各	申	各	の	次	の
					額	し	七	億	、	き	十	五	億	、	き	十	、	き	十	万	千	第	申	各	の	次	の	低

口

八
最
振替
額
単
位

十
一
発
行
価
格

十
三
利
率
の
払
込
み

六
百
十
四
億
七
千
九
百
八
十
二
万
円

五
万
円

平
成
二
十
七
年
二
月
二
十
六
日

八
銭
・
七
パ
ー
セ
ン
ト

(一) 年
一
募
入
決
定
の
通
知
を
受
け
た
者

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 17}{100} \times \frac{159}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に

係る所得税が源泉徴収されるもの口も、のと記載は、前記(一)の算式に座についで、又は、前記(一)の算式に、よる算出した金額から、該金をじり算出した金額、三、五を非発行時に、おたし、取得する者あ

十四

初期利子

る場合には、前記(一)の算式に
より算出した金額に当該非居
住者又は外国法人が適用を受
ける所得税の税率を乗じた金
額)を控除することができる。

平成二十七年三月二十日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う(以
下、次号及び第十六号において
規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.7}{100} \times 1.1$$

十五

第二期
の利子

毎年三月二十日及び九月二十日
を支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属する

十六

償還
金額

平成十六年三月二十日
額面金額百円につき百円

十七

元利
支

日本銀行

十八

払入
者

財務大臣から通知を受けた者

二十

払込
期日

平成二十七年二月二十六日